

社会医療法人誠光会淡海医療センター・淡海ふれあい病院 共同治験審査委員会
電子的記録の活用に関する業務手順書
変更点一覧 (2.1版→2.2版)

変更箇所	2.1版 (2021年7月1日)	2.2版 (2021年10月1日)	変更理由
名称	社会医療法人誠光会草津総合病院・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会 電子的記録の活用に関する業務手順書	社会医療法人誠光会淡海医療センター・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会 電子的記録の活用に関する業務手順書	病院名称変更のため
承認者	草津総合病院 病院長 古家 大祐	淡海医療センター 病院長 古家 大祐	病院名称変更のため
施設名	社会医療法人誠光会 草津総合病院 社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院	社会医療法人誠光会 淡海医療センター 社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院	病院名称変更のため
1. 目的	本手順書は、社会医療法人誠光会草津総合病院・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会（以下「IRB」という。）における、審査資料の電子媒体（以下「電子資料」という。）の活用に関して適切な管理・運用を図るために、必要な事項を定めるものである。	本手順書は、社会医療法人誠光会淡海医療センター・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会（以下「IRB」という。）における、審査資料の電子媒体（以下「電子資料」という。）の活用に関して適切な管理・運用を図るために、必要な事項を定めるものである。	病院名称変更のため
2. 基本方針	(3) 保存義務のある情報の保存については、「社会医療法人誠光会草津総合病院・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会標準業務手順書」（以下「治験審査委員会標準業務手順書」という。）に則り保存する。	(3) 保存義務のある情報の保存については、「社会医療法人誠光会淡海医療センター・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会標準業務手順書」（以下「治験審査委員会標準業務手順書」という。）に則り保存する。	病院名称変更のため
別紙1	社会医療法人 誠光会 草津総合病院長殿 社会医療法人 誠光会 淡海ふれあい病院長殿	社会医療法人 誠光会 淡海医療センター病院長殿 社会医療法人 誠光会 淡海ふれあい病院長殿	病院名称変更のため
	草津総合病院・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会	淡海医療センター・淡海ふれあい病院共同治験審査委員会	